

コージェネレーションシステムパッケージ契約選択約款

東 日 本 ガ ス 株 式 会 社

1. 目的

この選択約款は、コージェネレーションシステムを中心としたガス利用の拡大により負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を経済産業局長に届出の上、変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとします。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この約款および需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) コージェネレーションシステムとは、ガスを熱源として電力と熱を発生させる機器をいいます。
- (2) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます。
(小数点以下切捨て)
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (7) 「最大需要期」とは、12月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）から、3月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの4か月の期間をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切捨て）

契約月平均使用量

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「契約最大需要月使用量」とは、最大需要期における1か月間の使用量が最も多い月の契約で定める使用量をいいます。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (11) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては5パーセントといたします。
- (12) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (13) 「我孫子地区」とは、一般ガス供給約款の別表第1. 供給区域のうち、1. の区域をいいます。

- (14) 「取手地区」とは、一般ガス供給約款の別表第1. 供給区域のうち、2. の区域をいいます。
- (15) 「栄地区」とは、一般ガス供給約款の別表第1. 供給区域のうち、3. の区域をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整った我孫子地区、取手地区のお客さまに適用いたします。

- (1) コージェネレーションシステムを設置していること。
- (2) コージェネレーションシステムの定格発電出力（機器容量）が3 kW以上であること。
- (3) 契約年間使用量が契約最大使用量の400倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社はコージェネレーションシステムおよびその他の機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約最大需要月使用量
- ③ 契約年間使用量
- ④ 契約年間引取量
- ⑤ 契約月別使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または遅取料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款（付帯契約型の選択約款を除きます）または供給約款にもとづくガスの需給契約は締結できません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。最大使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 使用者の都合により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1.(5)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.080\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.080\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当り)

53,810円

② 平均原料価格(トン当り)

別表1の(5)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当りLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当りLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が86,100円以上となった場合は、86,100円といたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当りLNG平均価格} \times 0.9604 + \text{トン当りLPG平均価格} \times 0.0393$$

(備考)

トン当りLNG平均価格及びトン当りLPG平均価格は、当社の営業所及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料および契約最大需要月使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の400倍未満（小数点以下切捨て）の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量の} \\ \text{400倍に} \\ \text{相当する年} \\ \text{間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契約} \\ \text{月別使用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契約} \\ \text{年間使用量で除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款を適用して算定される早収料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔（年間の1か月あたり平均実績使用量／最大需要期の1か月あたり平均実績使用量）×100をいいます。（小数点以下切捨て）〕が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{負荷率75パーセン} \\ \text{トに相当する年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款を適用して算定される早収料金総額をこえない範囲で算定するものいたします。

(備考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を12倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契約月別} \\ \text{使用量に各月の単位料金を乗じた} \\ \text{ものの合計額を契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点以下第3位を四捨五入} \\ \text{した額} \end{array} \right]$$

(4) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{最大の1時間} \\ \text{あたりの使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{流量基本料金} \\ \text{相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 12 \right\}$$

ただし、需給契約に定める現契約期間中に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

(5) 契約最大需要月使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において使用量の実績が契約最大需要月使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大需要月使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大需要月使用量超過補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{その月の} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約最大需要} \\ \text{月使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{最大需要月基本} \\ \text{料金相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 12 \right\}$$

ただし、需給契約に定める現契約期間中に契約最大需要月使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、また

は申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大需要月使用量超過補償料といたします。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)、もしくは2(3)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

12. 契約の変更または解約に伴う契約最大使用量超過補償料または契約最大需要月使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更または解約が生じた場合であって変更月または解約月以前に契約最大使用量超過補償料または契約最大需要月使用量超過補償料を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解約月までの月数」として各補償料を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

ただし、11(1)の規定による契約の変更または解約であって当社がやむをえないと判断した場合以外、または11(2)の規定による契約の解約であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料または契約最大需要月使用量超過補償料の精算を行いません。

13. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

契約期間中において生じた契約の解約が、11(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、または11(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約補償料を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を申し受けます。なお、新たに他の選択約款に基づいて契約を締結する場合には、13(2)の定めによるものとします。

$$\text{契約中途解約補償料} = \frac{\text{解約日の翌月から契約終了月までの残存月数}}{\text{基本料金相当額}}$$

- (2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約最大使用量または契約最大需要月使用量をそれまでの契約量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を加えたものを申し受け

ます。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left\{ \begin{array}{l} \text{前契約の1か月} \\ \text{あたりの基本} \\ \text{料金相当額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{新契約の1か月} \\ \text{あたりの基本} \\ \text{料金相当額} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right\}$$

14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

(1) 定額基本料金割引額

$$= \frac{\text{定額基本料金}}{\text{料金}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(2) 流量基本料金割引額

$$= \frac{\text{流量基本料金}}{\text{単価}} \times \frac{\text{契約最大使用量}}{\text{使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(3) 最大需要月基本料金割引額

$$= \frac{\text{最大需要月基本料金}}{\text{単価}} \times \frac{\text{契約最大需要月使用量}}{\text{使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

16. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成21年6月1日から実施いたします。

2. 本約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が平成21年6月1日から平成21年6月30日に属する料金算定期間の早取料金は、平成21年5月31日まで適用のこの選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金と最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額、最大需要月基本料金は最大需要月基本料金単価に契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 別表(1)から別表(3)の定めを算式に表すと下記のとおりです。

早収料金

＝定額基本料金

＋流量基本料金単価×契約最大使用量

＋最大需要月基本料金単価×契約最大需要月使用量

＋単位料金×使用量

- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は、2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 定額基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	18,900円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	615.30円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

(3) 最大需要月基本料金単価

1立方メートルにつき	3.22円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	--------------------------

(4) 基準単位料金

1立方メートルにつき	70.80円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

(5) 調整単位料金

2. 料金表(4)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。